

海老名市ふるさと納税事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、海老名市ふるさと納税事業支援業務（以下、「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

海老名市ふるさと納税事業支援業務委託

(2) 目的

本業務では、寄附の受け入れ及び寄附情報の管理、返礼品の発送や在庫管理等を受注者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、地場産品の販路拡大などにより地域経済の活性化の推進を目的とする。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市と受注者の双方合意の上、最長で令和 10 年度まで、単年度ごとに業務委託契約を更新することができるものとする。

なお、令和 8 年 3 月 31 日までは準備期間とし、この間の支払義務は発生しないものとする。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 提案限度額

寄附金額の 6.5%（消費税及び地方消費税相当額を除く）の料率を上限とする。

※ 返礼品代金及びその発送に係る経費、広告費、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、受領証明書発行代行委託料、ワンストップ特例申請受付手数料は含まない（返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受注者に支払う）。

4 参加資格

公告の日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。
- (3) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。もしくは、必要書類を提出することができる者であること。
- (4) 海老名市競争入札参加資格者参加資格停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (7) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 過去または現在において、地方公共団体とふるさと納税事業支援業務を元請けとして受託実績があること。
- (9) プライバシーマークまたはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること、かつ、委託期間中継続して認証を受ける予定であること。

5 配布書類

(1) 配布期間

令和7年11月13日（木）から令和7年11月26日（水）まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

- ・海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（要綱様式含む）
- ・海老名市ふるさと納税事業支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・海老名市ふるさと納税事業支援業務委託仕様書
- ・海老名市ふるさと納税事業支援業務委託プロポーザル様式集

6 スケジュール

項目	日程
公募期間	令和7年11月13日(木)～11月26日(水)
質問書の受付期間	令和7年11月13日(木)～11月26日(水) 正午まで
質問書に対する回答の公表	令和7年11月27日(木) 正午
参加意向申出書の提出期間	令和7年11月27日(木)～12月5日(金) 午後5時まで
参加資格確認通知書及び関係書類提出要請書の送付	令和7年12月8日(月) ※メール送付
提案書等の提出期間	令和7年12月8日(月)～12月19日(金) 午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和7年12月23日(火)
一次審査結果通知	令和7年12月24日(水)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年1月9日(金)
審査結果の通知	令和8年1月13日(火)

7 質問及び回答

質問は質問書により担当部署まで提出すること。ただし、審査に支障を来す質問及び委託業務の実施に必要がないと判断される質問並びに口頭による質問は受け付けない。なお、質問は1者1回限りとする。

(1) 質問書の提出

提出書類 質問書(様式1)

提出期限 令和7年11月26日(水) 正午受信まで(必着)

提出方法 担当部署へ電子メール

E-mail:syoko@city.ebina.kanagawa.jp

※送信メールのタイトルは、「【プロポーザル】ふるさと納税事業支援業務に係る質問書の送信」とすること。

※事業者はメール送信後、土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに電話にて受信の有無を確認すること(最終日は午後1時まで)。

(2) 質問書の回答

質問書の回答は、令和7年11月27日(木)正午に海老名市ホームページで公表する。

8 参加申込

(1) 提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

海老名市役所経済環境部商工課（海老名市役所5階）

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

(3) 提出書類

ア 「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」（要綱・第1号様式）

イ 「暴力団排除事項に関する誓約書」

ウ 「暴力団員等の排除に係る調査同意書及び役員名簿」

エ 「参加資格の要件に関する誓約書」（様式2）

※ 上記イ、ウについては、申出書提出時点で海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出不要となります。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によるものとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、意義を申し立てることはできない。）により提出すること。なお、持参の場合は、提出期限までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに提出すること。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、事務局にて「4 参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果については参加資格審査結果通知書（要綱・第2号様式）及び関係書類提出要請書（要綱・第3号様式）を添付のうえ、電子メールにより令和7年12月8日（月）に通知する。

9 提案書の提出

参加資格が認められた者は、次の提出書類を担当部署まで提出すること。

(1) 提出書類

ア 「海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」（要綱・第4号様式）

イ 提案書（任意様式）

ウ 会社概要説明書及び資格調査書（様式3）

エ 実績確認書（様式4）

オ 見積書（様式5） ※見積金額は、税抜きとする。

上記アからオまでの書類を、正本１部、副本８部提出すること。正本は社名、代表者印のあるものとし、副本については社名、代表者印等、企業名が分かる部分を黒塗りしておくこと。なお、提出後の訂正及び資料等の追加は原則として認めない。

(２) 提出期限 令和７年12月19日（金）午後５時(必着)

(３) 提出方法 担当部署へ持参又は特定記録郵便による郵送

１０ 提案書等の作成要領

(１) 提案書の作成にあたっては、任意様式とし、仕様書及び「１１ 審査基準」に添って作成し、表紙、注釈、図面等の記載を含め５０枚以内とする。

(２) 用紙サイズは、Ａ４サイズとし、両面印刷とする。また、彩色も可とする。

(３) 文字サイズは１２ポイント以上とし、横書きとする。(注釈、図面等の記載を除く。)

(４) 提案書等の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

１１ 審査基準

(１) 一次審査（書類審査）

審査項目	評価の基準	配点
業務実績・実施体制	過去３年以内に、他自治体で寄附額を伸ばした実績があるか。	20
	神奈川県内で、ふるさと納税事業支援業務を元請けとして受託したことがあるか。	5
	営業所が神奈川県内に設置されているか。または、１年以内に設置予定があるか。	5
ポータルサイトのデータ連携・管理運用	指定ポータルサイトとのデータ連携や運用管理の経験が十分であるか。	10
個人情報管理	個人情報等の取り扱いについて、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざん等を防ぐため、適切な管理が徹底されているか。	10
寄附額増加に向けた取り組み	本市のふるさと納税における課題等の分析がされており、今後の本市のふるさと納税が目指すべき方向性及び現実的な目標達成に向けた手法が具体的に提案されているか。	30
提案料率・金額	提案内容と照らし合わせて提案料率・金額は合理的か。	20
	合計	100

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査項目	評価の基準	配点
実施体制等	企画提案書・プレゼンテーション及び質疑応答から、分析力とマネジメント能力に優れていることが分かり、その能力を活かし、本業務において最大限の効果を発揮することが期待できるか。	30
	業務の適正な履行に必要な実績を有する担当者及び人員配置がされており、着実な業務の履行が期待できるか。	10
寄附者対応	繁忙期や年末年始などの時期を含め、寄附者からの問い合わせや意見等について、コールセンターは適切な対応ができる体制となっているか、また、対応者の教育体制は整えられているか。	20
寄附額増加に向けた取り組み	各ポータルサイトの SEO 対策や、掲載する画像の撮影・加工等、転換率を伸ばすための知見や技術から、具体的な改善施策が提案されているか。	30
	本市の特性や市場の動向等を踏まえた、寄附額増加に効果的な新規返礼品の開発方法やアイデア、開発プロセスが示されているか。	20
独自提案	年間寄附額を 7 億円と設定した場合の、年間の広告費の見積額及びその用途等について、プロモーション戦略が提案されているか。	10
経費	送料低減など、経費率の削減に向けた取り組みが提案されているか。	10
	合計	130

1 2 審査及び結果通知

(1) 審査方法

審査は、審査基準を基に、各選定委員が評価した得点により順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、選定委員全員の順位点合計により順位を決定する。

(2) 一次審査

一次審査では、応募者から提出された書類等について書類審査を行い、上位 3 社程度を二次審査対象者として選定する。

審査結果については、応募者全員に通知し、あわせて二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知する。

(3) 二次審査

二次審査は、応募者からの課題提案に基づくプレゼンテーションの後、選定委員によるヒアリングを行い、最優秀提案者 1 者及び第二位 1 者を特定する。

(4) 二次審査の詳細

ア 日時 令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 1 時 30 分からを予定。

※日程・開始時間については、変更する場合がある。

イ 場所 海老名市役所 7 階 703 会議室

ウ 審査の進行等

- ・提案者の出席人数は、3 名以内とする。また、出席者の中には本業務を受託した際に携わる担当者を必ず含めること。
- ・提案書に基づくプレゼンテーション後、ヒアリングを実施する。プレゼンテーションは 30 分以内、質疑応答は 30 分以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、提出した提案書に沿って説明すること。ただし、パソコンの使用も可能とする。（プロジェクター及びスクリーンは担当部署が準備する。）なお、使用するパワーポイント等の資料は、提案書の内容に合致しているものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(5) 結果通知

審査結果については、特定者及び非特定者にメール及び書面で通知するとともに、市ホームページで公表する。

また、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。なお、市から選定されない旨の通知を受けた者は、市長に対して書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して 5 日以内（閉庁日は除く）に提出すること。

1 3 特定者の取り扱い

- (1) 特定者に対し、本業務にかかる委託契約の第 1 交渉権が与えられ、市長は第 1 交渉権を与えられた者と契約の交渉を行う。
- (2) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

1 4 提案書の取り扱い

- (1) 提出された書類等は、返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、海老名市情報公開条例の手続により公表する権利を有するものと

し、公表の際の使用料等は無償とすることに、提案書を提出された時点で同意したものとみなす。

- (2) 提出された書類等は、審査等において必要に応じ複写することに、提案書を提出された時点で同意したものとみなす。

1 5 その他

- (1) 特定者が辞退又はその他の理由で契約できない場合は、第二順位者に対し同様の交渉を行う。また、他の順位者も一順位繰り上がるものとする。
- (2) プロポーザルに係る書類作成及びその他一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例の対象となることに留意して作成すること。その場合、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き公開する。公開の可否は、原則として市が判断する。なお、非公開としたい情報がある場合は、「非公開としたい情報届出書」（様式6）により届け出ること。
- (4) 提出した書類等の差し替え、修正等は原則として認めない。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（様式7）を提出すること。
- (6) 契約書は取り交わすものとし、海老名市が海老名市契約約款等を用い作成する。ただし、契約締結に必要な費用は受託者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項については、要綱及び海老名市契約規則及び契約約款に準ずるものとする。

1 6 失格要件

- (1) 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限内に提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 見積限度額（業務手数料の提案率）が上限を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 7 担当部署

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1
海老名市 経済環境部 商工課 ふるさと納税係
電話 046-235-8539(直通)
E-mail:syoko@city.ebina.kanagawa.jp

【参考】（令和 7 年 1 0 月現在）

返礼品提供事業者数：約 40 者

返礼品数：約 600 品（色違い品等を除く）

寄附実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
寄附金額（千円）	9 2 2, 0 1 5	9 9 1, 2 5 4	6 4 1, 5 2 8
寄附件数（件）	3 1, 1 1 2	3 0, 2 0 9	2 0, 9 9 2